

(令和7年度予算分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 茨城県古河市
 本事業の担当部局名 福祉部こども政策課

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム			
区分	都道府県主導型市町村連携コース			
関連事業メニュー	4.2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	古河市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度 令和3年度
総事業費(A)(円)	6,660,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円) 6,660,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	6,660,000			
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 古河市の人口数、出生数を比較すると、人口数は、令和3年度138,620人→令和4年度138,209人→令和5年度137,715人。出生数は、令和3年度818人→令和4年度807人とそれぞれ減少傾向にあることから、対策を講じる必要がある。 (人口数(10/1時点)・出生数は常住人口調査より)</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚・妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援のために行う取り組みのうち、結婚に対する取組として、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の推進に資する取り組み。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【対象費用】			
	<input type="radio"/>	住宅取得費用	<input type="radio"/>	住宅リフォーム費用
	<input type="radio"/>	住宅賃借費用	<input type="radio"/>	引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満	
		自治体独自基準		
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	
		自治体独自基準		
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
	自治体独自基準			
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
	自治体独自基準			
【その他独自要件】				